

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

要配慮者利用施設の避難確保計画等の促進について ～円滑かつ迅速な避難のために～

要点!

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域内の**要配慮者利用施設の管理者等**は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施等が**法律上義務**になりました。

※名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地が定められた施設が対象です。

避難確保計画とは? 災害が発生するおそれがある場合における**施設利用者**の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制、避難経路や訓練などに関する事項を定めるものです。

1

趣旨

平成28年8月の台風第10号により要配慮者利用施設において多数の利用者が亡くなったことを受け、水防法等が改正され、洪水又は土砂災害が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び避難訓練の実施が法律上義務となりました。また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和元年7月30日に、愛知県より津波災害警戒区域が指定されました。津波が発生した場合に被災する恐れのある施設は、避難確保計画の作成・提出及び公表、避難訓練の実施・報告が法律上義務となりました。

該当区域別の措置の義務付けについて

災害の種類	洪水	土砂災害	津波
該当区域名称	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	津波災害警戒区域
避難確保計画の作成・提出	義務 (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	義務 (市町村からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	義務
避難確保計画の公表	—	—	義務
自衛水防組織の設置の義務	努力義務 (設置した場合、構成員の市町村への報告が必要)	—	—
避難訓練の実施	義務	義務	義務
避難訓練の報告	—	—	義務
法律名称	水防法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	津波防災地域づくりに関する法律

2

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域などの確認方法

名古屋市公式ウェブサイト☞暮らしの情報☞防災・危機管理☞災害に備える☞避難確保等の促進について
☞要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について

- 洪水浸水想定区域の確認
- 土砂災害警戒区域等の確認
- 津波災害警戒区域等の確認
- 要配慮者利用施設一覧表（※義務化された施設が確認できます）

3

避難確保計画等の作成・提出等について

① 提出書類

- 1) 避難確保計画作成(変更)報告書 ※該当施設は速やかに提出
- 2) 避難確保計画 ※該当施設は速やかに提出
- 3) 津波避難訓練実施報告書(津波災害警戒区域内の施設のみ) ※津波避難訓練を実施した後に提出

※1) 2) については、それぞれ **3部** 提出、3) については **1部** 提出。

ポイント

洪水における想定浸水深については、**洪水・内水ハザードマップ**及び**国・県の洪水浸水想定区域図**のうち、**より大きい浸水深**を適用し計画を作成してください。

② 提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③ 作成方法

名古屋市公式ウェブサイト「**避難確保計画作成様式(洪水、土砂災害、津波)**」を掲載しておりますので、参考にしてください。なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます(提出は必要)。

名古屋市公式ウェブサイト☞暮らしの情報☞防災・危機管理☞災害に備える☞避難確保等の促進について
☞要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について

4

避難訓練の実施

作成した**避難確保計画**に基づく**避難訓練**を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

5

その他

- ① 提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ② 提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③ 避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「**きずなネット防災情報**」をご活用ください。

名古屋市公式ウェブサイト☞暮らしの情報☞防災・危機管理☞災害が起きたら
☞災害時の情報について☞「**きずなネット防災情報**」について

<お問い合わせ先> 名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室
伊藤・柴山 (TEL:052-972-3523)